

新潟都市計画用途地域の変更（新潟市決定）

令和2年度

新 潟 市

新潟都市計画用途地域の変更（新潟市決定）

新潟都市計画用途地域を、次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 容 積 率	建築物の 建 ぺ い 率	外壁の後退 距離の限度	建築物の 高さの限度	その他 及 び 備 考
第一種低層 住居専用地域	約 200 ha	10/10 以下	5/10 以下	1.0m	10m	
小 計	約 1,143 ha	10/10 以下	5/10 以下	—	10m	
第二種低層 住居専用地域	約 18 ha	10/10 以下	5/10 以下	1.0m	10m	
小 計	約 76 ha	10/10 以下	5/10 以下	—	10m	
第一種中高層 住居専用地域	約 263 ha	15/10 以下	6/10 以下	—	—	
小 計	約 1,830 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	
第二種中高層 住居専用地域	約 17 ha	15/10 以下	6/10 以下	—	—	
小 計	約 701 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	
第一種住居地域	約 3,898 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	
第二種住居地域	約 484 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	
準住居地域	約 206 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	
近隣商業地域	約 12 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	
	約 395 ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	
	約 267 ha	30/10 以下	8/10 以下	—	—	
小 計	約 674 ha					
商業地域	約 18 ha	20/10 以下	8/10 以下※	—	—	
	約 285 ha	40/10 以下	8/10 以下※	—	—	
	約 108 ha	60/10 以下	8/10 以下※	—	—	
小 計	約 411 ha					
準工業地域	約 1,651 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	
工業地域	約 674 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	
工業専用地域	約 750 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	
合 計	約 12,994 ha					

※建築基準法の規定による

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

既存の市街化区域を上回る新たな企業立地需要が生じていることから、計画的な市街地整備を行うため、着実に都市的土地利用が供される見込みがある区域の用途地域を変更する。